

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第202号

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市立芸術大学事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「、課及び係」を「及び課」に改め、「事務係」を削り、同条第2項中「、室及び係」を「及び室」に改め、「資料係」を削る。

第2条第1項中「、室及び係」を「及び室」に改め、「係長 2人」を削り、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、総務課に事務係長、附属図書館・芸術資料館事務室に資料係長を置く。

第3条第2項中「、事務長及び係長」を「及び事務長」に改め、同条第7項中「担当課長補佐」の右に「、係長」を加える。

第6条中「係の分掌する事務の概目並びに」を削り、「担当課長補佐」の右に「、係長」を加える。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)